



平成 28 年 7 月 20 日

各 位

会 社 名 大 林 道 路 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 長 谷 川 仁  
(コード番号 1896 東証第 1 部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 総 務 部 長 桑 原 豊  
(TEL. 03-3295-8860)

### 独占禁止法違反に関する再発防止策について

当社は、平成 28 年 3 月 3 日に開示しましたとおり、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事をめぐる独占禁止法違反事件（以下「本件」といいます。）について東京地方検察庁から起訴されたことを受け、当社から独立した社外の有識者・専門家から構成される「社外調査委員会<sup>注</sup>」を設置し、当社が策定した再発防止策の妥当性に関する客観的な評価及び提言を求めておりました。その後、当社は、平成 28 年 3 月 24 日、東日本高速道路株式会社関東支社発注の東日本大震災関連の災害復旧工事についても独占禁止法違反の疑いで公正取引委員会の立入検査を受けたため、当該事案も念頭に置いた評価及び提言を求めることといたしました。

当社は、本日、同委員会から答申書を受領いたしましたので、下記のとおり、答申書において示された再発防止策に関する提言等の概要をお知らせいたします。

当社は、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げますとともに、全役員、全従業員が一丸となって、法令遵守の一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

#### <sup>注</sup>社外調査委員会

委員長	鶴田 六郎	(鶴田六郎法律事務所弁護士、元名古屋高等検察庁検事長)
委員	難波 孝一	(森・濱田松本法律事務所弁護士、元東京高等裁判所部総括判事)
同	佐々木 善三	(晴海協和法律事務所弁護士、元京都地方検察庁検事正、元東京地方検察庁特別捜査部副部長)

## 記

### 1 会社が策定・実施した再発防止策の妥当性評価

大林道路株式会社（以下「会社」という。）は、本件以前にも独占禁止法コンプライアンスの取組を行っていたにもかかわらず、本件の発生を食い止めることができなかったことを重く受け止め、新たな再発防止策の策定・実施に取り組み、これらの各種施策を「独占禁止法遵守プログラム」として体系的に整理して取りまとめた。

同プログラムの内容は、①「許さない雰囲気の醸成」、②リスクの評価と対応、③「させない仕組みの構築」、④適時的確な情報の伝達、⑤監視と改善（モニタリング）の5つの施策に区分される。

同プログラムの各再発防止策は、一部に改善の余地があるものの、いずれも総じて「東北地方における東日本大震災関連の災害復旧工事」に限定せず会社が行う建設工事全般にも汎用性があるものとして、十分に評価することができる。

### 2 会社が策定・実施した再発防止策に対する提言

会社が策定・実施してきた「独占禁止法遵守プログラム」の再発防止策は、一部に改善の余地があるものの、十分に評価することができるため、これに基づく施策を継続する必要がある。

他方で、本件の要因に即した一步踏み込んだ再発防止策の整備も必要である。

そこで、社外調査委員会（以下「当委員会」という。）は、「独占禁止法遵守プログラム」上の再発防止策をより実効あらしめるとともに、これに必要な施策を付加するため、以下の7項目の提言を行う。

#### （1）経営トップの対外的なメッセージの表明

会社においては、経営トップ（社長）が社内及び社外向けに概括的な独占禁止法遵守の表明を行っているが、これに加え、株主や業界等の対外向けに、「会社として独占禁止法を遵守し、違法利益を認めない」との明確な独占禁止法遵守を含むコンプライアンス経営推進のメッセージを、適宜の時期及び方法により表明すべきである。

#### （2）同業他社との接触ルール遵守の徹底

独占禁止法遵守を徹底し、今後、本件のような違反行為を発生させないためには、会社が策定済みの同業他社との接触ルールを遵守するよう徹底することが必要である。

なお、同ルールの周知徹底に当たっては、従業員に対し、同業他社との接触を禁止する理由や必要性、不必要な接触がもたらすリスクなどを十分に理解させることが肝要である。

#### （3）営業担当者の定期的な異動ないし配置転換

同一地域への長期間の配属という人事政策を見直し、定期的な別地域への異動を原則

とした上、やむを得ない事情により同一地域に配属させる必要がある場合には、再度独占禁止法遵守の誓約書を徴求する措置をとるなどの適切な人事異動策を検討すべきである。

#### (4) 各種規程類の整理等

会社においては、本件以前に整備した社内規程に加え、本件を契機に各種規程を制定しているところ、それらの規程類の整理を行い、分かりやすい体系を整備する必要がある。

また、具体的にどのような行為が禁じられるのかを明確にするため、少なくとも、現場従業員が日常業務を遂行する過程で遭遇する典型的な事例について、それが違反行為になるか（あるいは、違反行為になるおそれがあるか）否かの基準を明確化したマニュアル等を制定すべきである。

#### (5) 現場従業員一人一人の意識改革の徹底

全役職員に対し、「会社として独占禁止法を遵守し、違法利益を認めない」ことを周知徹底し、現場従業員が日常業務を遂行する際にこれを意識させることが必要である。

具体的には、①疑問や不安がある場合には、しかるべき人ないし部署に事前に相談することを励行させる教育を継続的に実施すること、②内部通報制度を活用するよう周知すること、③独占禁止法違反行為に及んだ結果、会社及び行為者が具体的にいかなる事態に陥るかについて正確な知識を与えることが必要である。

このような意識は、適切な研修の継続的な実施により培われるものである。会社は、既に様々な研修を実施しているが、実施方法をさらに工夫するべきである。

#### (6) 自己点検等のモニタリングの的確な実施

これまでに会社が新たに策定し、実施した再発防止策は、一部に改善の余地があるものの、おおむね有効であり、いわゆる PDCA サイクルのうち P 及び D については十分に評価できる。

今後は、同サイクルのうち C 及び A を的確に実施すべく、コンプライアンスの取組みが全役職員に周知され、理解されているかについての事後的なチェックを行う必要がある。

#### (7) 業界における独占禁止法遵守に向けた取組への協力

入札談合等の独占禁止法違反を防止するには、業界が一丸となって独占禁止法遵守に向けた取組を行うことが効果的である。今後、日本道路建設業協会等の業界団体において、例えば談合決別宣言の発出、同業者の会議における受注や価格等に関する話をしない旨の確認書の取り交しなどの措置を取る場合には、会社としてかかる措置に積極的に協力すべきである。

### 3 今後に向けて

会社は、不祥事発生後に策定される再発防止策が時の経過に伴って風化し、役職員の意識の面で緩みが生ずるおそれがあることに十分留意し、現在取り組んでいる「独占禁止法遵守プログラム」及び当委員会の提言に係る再発防止策の徹底を図り、社内に浸透させるようにしなければならない。当委員会は、これらの再発防止策の実行が入札談合以外の不正行為の防止にも寄与し、「雨降って地固まる」の諺のごとく、会社が将来にわたってステークホルダーから高い信頼を受ける企業として持続的な発展を遂げることを期待する。このような思いから、当委員会は、会社に対し、以下の指摘ないし要望を行う。

- ① 今回の再発防止策の社内への浸透は、経営陣のいわば「本気度」と真摯な取組姿勢にかかっていると思われる。したがって、経営陣は、率先垂範して再発防止策を実行していくことはもとより、常日頃の自己研鑽や役員研修会の開催等により、コンプライアンスに関する社会の動向や国民意識の変化等を的確に把握し、真に時代の進展に即応したコンプライアンス経営の実現に向けて、そのリーダーシップを発揮するよう努めること。
- ② 会社は、今回の再発防止策の策定に当たり、本店にコンプライアンス室を設けるとともに、支店にコンプライアンス担当者を置くことを検討しているが、経営陣としては、再発防止策の実行可能性を確保し、コンプライアンス経営を推進するため、これらの組織に対し、人事面や予算面でのサポートを行うよう十分配慮すること。
- ③ 再発防止策は、全役職員の間にも周知徹底され、その一人一人の意識にしっかり植え付けられて初めて本当の意味を有するものである。そこで、会社は、引き続き継続的に実施される既存の再発防止策に当委員会が提言した新たな再発防止策も加味した施策の策定及び実施に関する進捗状況を、本答申書提出から1年後を目途に、当委員会に報告すること。

以 上

(添付資料)

資料1 「独占禁止法遵守プログラム」

資料2 「コンプライアンス経営の推進について」(社外調査委員会提言2(1)に基づく社長メッセージの表明)

(資料1)

独占禁止法遵守プログラム

制定 平成27年10月 1日

区分	具体的な取組み
「許さない雰囲気」の醸成	①あらゆる機会を通じた経営トップ層による独占禁止法遵守の表明、宣言 ②違反した場合の厳正な社内処分の実施 ③経営トップの決意表明、社内処分など必要な情報を適時に開示 ④事業活動を行う上での「行動基準」を規定し、イントラに掲載するほか携帯サイズにカード化して全役職員に配付
リスクの評価と対応	①独占禁止法違反リスクに即したマニュアルの整備 ア 独占禁止法違反リスクの高さや内容を把握したうえで、当社の事業活動における違反リスクの洗い出しを行う イ 部門ごとに具体的な行動指針が示されるよう留意する ②独占禁止法に関する相談窓口の設置（本店総務部総務課または支店総務部）
「させない仕組み」の構築	①独占禁止法遵守のための体制の整備 ア 本店企業倫理委員会体制の見直し ・独立した会議体として年間4回程度開催することとし、その内容を適宜支店企業倫理委員会に伝達する ・委員会メンバーに社外取締役、弁護士を加える イ グループ会社における企業倫理の取組みの定着促進 ・グループ会社に当社の取組みを水平展開する ②独占禁止法遵守マニュアル等の周知徹底、実施状況の把握 ③役員・従業員に対する定期的かつ継続的な講習会・研修会等の実施 ④弁護士による支店長、営業部長等の個別面談方式によるヒアリングの実施 ⑤個別具体的な統制・管理 ア 主な役職者から「独占禁止法を遵守し、違反する行為は絶対に行わない」旨の誓約書を徴収（本人はもとより、部下が違反した場合であっても、その上司を含めて厳しく処分するという内容） イ 同業者との会合は原則上司に報告のうえ承認を受ける ウ 共同企業体を組成して入札参加する際に、他の構成員から法令遵守の誓約書面を徴収 エ 社外団体入会時には、規約等に独占禁止法上の問題がないか、担当部署によるチェックを受ける オ 国家公務員倫理法の適用対象者（国家公務員、地方公務員、みなし公務員）との会食等は原則禁止とする
適時的確な情報の伝達	①情報が適時・的確に伝達される体制の整備と周知 ア 内部通報制度として企業倫理通報制度を整備し周知する（社内窓口を企業倫理委員会事務局に、社外窓口を外部の弁護士事務所にそれぞれ設置）
監視と改善（モニタリング）	①独占禁止法遵守の観点からの監査の実施 ア 中央官庁、NEXCO、都道府県市町村等入札案件における落札率の調査とサンプリング調査 イ 監査役によるモニタリング ウ 弁護士による定期的なヒアリング調査 ②自己点検の実施 ア 本店企業倫理委員会事務局は、年1回10月（日本経団連 企業倫理月間）に、本プログラムの自己点検を実施し、企業倫理委員会に報告するとともに、必要な見直しを行う

平成 28 年 7 月 20 日

各 位

大林道路株式会社  
代表取締役社長 長谷川 仁

コンプライアンス経営の推進について

当社グループは、道路建設等の建設事業を通じて、国民生活や経済活動のための社会・産業基盤の整備に携わり、我が国の発展に貢献することが社会的使命であると認識しております。その社会的使命を果たし、株主を含め全てのステークホルダーの皆様の期待に応え、信頼して頂ける企業グループとなるため、企業倫理綱領に則りコンプライアンスを徹底することが重要であると考えます。

特に、当社グループの役員及び従業員は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」を遵守し、あらゆる企業活動において公正かつ自由な競争を実践し、いかなる理由があろうともコンプライアンスに違反した商取引・利益の追求には、一切、関与致しません。

当社グループは、「豊かな生活環境の創造」「地域社会との共存」「人間尊重の経営」の企業理念のもと、法令や社会規範を遵守することはもちろんのこと、高い倫理観と社会良識をもってコンプライアンス経営を推進し、企業価値を高め、社会的責任を果たして参ります。

以 上